

第三期
特定健康診査等実施計画

東武鉄道健康保険組合

平成30年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定健康指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定健康指導の実施並びにその成果に係わる目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第一期および第二期は5年を1期としていたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期からは6年を一期として策定する。

東武鉄道健康保険組合の現状

当健康保険組合は、昭和12年9月1日に当時の内務大臣の設立認可を受けて現在7事業所で、関東一円に在勤している。

当健康保険組合に加入している被保険者は平均年齢が43.8歳で男性が全体の96%を占め、40歳以上の被保険者は全体の71%を占めている。加入・脱退数をみると、定年者数も減少し平成24年に鉄道機能別3社・平成25年に東武シェアードサービス(株)が加入し、新規採用がこの4社で見込まれるためわずかではあるが、今後、被保険者数の増加・平均年齢の低下が見込まれる状況にある。

事業所名称および所在地

東武鉄道株式会社	東京都墨田区
東武鉄道労働組合	東京都墨田区
東武鉄道健康保健組合	東京都墨田区
東武インターテック株式会社	埼玉県久喜市
東武エンジニアリング株式会社	東京都墨田区
東武ステーションサービス株式会社	東京都墨田区
東武シェアードサービス株式会社	東京都墨田区

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健診の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が共同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係わる留意事項

市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者は、当健康保険組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者が行う健康診断及び保健指導の関係

事業者が健診を実施するので、当健康保険組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は事業者が負担する。

保健指導は、A医療機関である葛飾健診センターに申込み、費用は当健康保険組合が負担する。

4 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解し自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係わる目標

平成35年度における特定健康診査の実施率90.0%とする。(国の基本指針を示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の目標値
被保険者	4,567	4,464	4,471	4,570	4,398	4,293	—
被扶養者	2,968	2,506	2,457	2,537	2,550	2,405	—
被保険者+被扶養者	69%	73%	75%	80%	90%	91%	90%

2 特定保健指導の実施に係わる目標

平成35年度における特定保健指導の実施率55%とする。(国の基本指針が示す目標値に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の目標値
40歳以上対象者(人)	7,535	6,970	6,928	7,107	6,948	6,698	—
特定保健指導対象者数 (推定)	1,212	1,184	1,211	1,329	1,463	1,419	—
実施率(%)	23%	31%	36%	40%	55%	55%	55%
実施者数	281	368	442	525	805	782	—

3 特定健康診査等の実施の結果の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備軍の減少率を25%以上とする。(国の基本指針を踏まえて設定)

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計数)	181	87	147	239	276	342
うち40歳以上対象者	4,567	4,464	4,471	4,570	4,398	4,293
目標実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
目標実施者数	4,567	4,464	4,471	4,570	4,398	4,293

被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計数)	2,968	2,506	2,457	2,537	2,550	2,405
うち40歳以上対象者	2,968	2,506	2,457	2,537	2,550	2,405
目標実施率(%)	21%	25%	30%	45%	74%	75%
目標実施者数	623	627	737	1,142	1,887	1,804

被保険者+被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計数)	3,149	2,593	2,604	2,776	2,826	2,747
うち40歳以上対象者	5,190	5,091	5,208	5,712	6,285	6,097
目標実施率(%)	69%	73%	75%	80%	90%	91%
目標実施者数	5,190	5,091	5,208	5,712	6,285	6,097

※対象者とは事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

※40歳以上対象者は保険者で実施せず他(事業主)からデータを受領する数を加算

②特定保健指導の対象者数
被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
うち40歳以上対象者	1,212	1,184	1,211	1,329	1,463	1,419
動機付け支援対象者	482	473	483	531	584	566
実施率(%)	30%	33%	39%	39%	64%	64%
実施者数	143	158	186	207	375	363
積極的支援対象者	730	711	728	798	879	853
実施率(%)	19%	30%	35%	40%	49%	49%
実施者数	138	210	256	318	430	419
保健指導対象者計	1,212	1,184	1,211	1,329	1,463	1,419
実施率(%)	23%	31%	36%	40%	55%	55%
実施者数	281	368	442	525	805	782

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健診の内、被保険者は事業者健診機関とし、被扶養者(任意継続者の被保険者を含む。)はA健診機関とする。

特定保健指導は、保健指導を行える機関とする。

2 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 委託の有無

(1) 特定健診

被保険者は事業者健診とし、被扶養者(任意継続者の被保険者を含む。)は集合契約Aと契約を結び、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない自宅の近くで受診が可能となるよう措置する。

(2) 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラムに基づきアウトソーシングする。

また、代行機関としては支払基金を利用して決済をおこない被扶養者の自宅近くで利用が可能となるよう措置する。

被保険者は、事業者の診療所を窓口としてA健診機関に申込み、受診が可能となるよう措置する。

5 受診方法

被保険者は事業者の診療所または巡回により指定された受診日に特定健診または特定保健指導を受ける。

被扶養者(任意継続者の被保険者を含む。)の場合は、当健康保険組合が特定健診等対象者の分の受診券・利用券を事業者を通じ対象者に配布する。

当該被扶養者は、受診券または利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、保健指導を受ける。

被扶養者(任意継続者の被保険者を含む。)の受診の窓口負担は無料とする。但し、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

6 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合機関紙・ホームページに掲載しておこなう。

当該年度40歳に達した被扶養者は年度初めに職場を通じて特定健診対象者であることを案内し、受診勧奨する。

7 健診データの受領方法

健診データは、事業者または契約健診機関からの代行機関を通じ電子データを随時(または月単位)受領して、当組合で保管する。また特定健診指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は事業者が実施した分も含め5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から40歳代の者から優先し選出する。

9 年間スケジュール等

特定健康診・ 特定保健指導	年度当初	受診券の発券や案内の発送等(健診は6月～8月に発券・案内、保健指導については年間を通じ随時発券・案内)
	年度の前半	前年度の実施結果の検証や評価・翌年度の事業計画の検討・実施計画の見直し
	年度の後半	評価結果や事業計画を受け、次年度の設定準備(実施機関との調整)予算等(集合契約への継続参加・不参加も判断)
月間スケジュール	毎月の請求支払(振込日)確認、受診券・利用券の発券	

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、東武鉄道健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合の職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記させるとともに、委託先に対し必要かつ適切な監督をおこなう。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙・ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

当計画については、毎年健康管理推進委員会において見直しを検討する。

また、毎年度末に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その必要がある場合には計画をその都度見直すこととする。